

## 生活援助の回数が多いケアプランにおける地域ケア会議での検証について

### 1 趣旨

「島田市指定居宅支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」第 16 条第 1 項第 19 号に基づき、平成 30 年 10 月 1 日から、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置づけているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととしている。

これは、利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの内容の是正を促すものである。

### 2 市への届出が必要なケアプラン

#### (1) 対象となるサービス：

訪問介護の生活援助中心型サービス（生活援助と身体介助をプラスした回数ではなく、生活援助のみの利用回数）

#### (2) 対象となる訪問介護の回数：

介護状態区分に応じて、それぞれ 1 月あたり下記の回数以上のケアプラン

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回以上	34 回以上	43 回以上	38 回以上	31 回以上

#### (3) 対象となるケアプラン：

上記の (1) (2) に該当する平成 30 年 10 月 1 日以降に作成または変更したケアプラン

### 3 ケアプランの届出から個別地域ケア会議での検証までの流れ

#### (1) ケアプランの届出

ケアマネジャーは一定数以上の生活援助をケアプランに位置づけたものについて、それが必要な理由をケアプランに記載するとともに、ケアプランを作成した翌月の末日までに、市長寿介護課（認定指導係）へ必要書類を届け出る。

#### (2) 個別地域ケア会議の開催準備

ケアマネジャーからケアプランの届出を受けた市長寿介護課は、被保険者が在住する地域包括支援センターに「個別地域ケア会議」の開催を依頼するとともに、出席者について相談する。

#### (3) 個別地域ケア会議の開催

①開催日：ケアプランの届出から 30 日以内に地域包括支援センターが開催する。

②開催場所：地域包括支援センター、保健福祉センター等

③想定される出席者：地域包括支援センター職員、包括ケア推進課職員、長寿介護課職員、サービスを提供している訪問介護事業所、ケアプランを届け出たケアマネジャー、生活支援コーディネーター等

#### 4 個別地域ケア会議で行う検証内容

ケアプラン検証の視点は下記のとおりとし、必要に応じてサービス内容の見直しを促す。

- ①利用者の自立支援・重度化防止に即しているか
- ②給付サービス以外に活用できる地域資源はないか

#### 5 届出書類

- (1) 生活援助の訪問回数が多いケアプラン届出書
- (2) 利用者の基本情報（フェイスシートなど事業所で使用している様式で構いません。）
- (3) 居宅サービス計画書 第1表～第5表